

令和7年度
動物実験に関する自己点検・評価報告書

浜松医科大学

令和8年7月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」および「浜松医科大学動物実験細則」
3) 評価結果の判断理由 基本指針に則り、学内規程等が定められている。毎年度見直しがなされ、必要に応じて見直しおよび改正が行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、動物実験委員会名簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に則り、委員会が設置されている。3種類の委員の他、外部委員が選出されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、動物実験計画書、動物実験計画書変更・追加申請書、動物実験報告書、動物実験中間報告書、飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に則り、動物実験に係る規程等および委員会による審査手続き等が定められている。浜松医科大学動物実験規程において、動物実験を開始するに際して必要な動物実験計画書およびその変更届、複数年の計画の場合の年度ごとの中間報告書、実験終了時の報告書等の書類が整備されており、動物実験委員会による審査から学長承認に至る手続き等が定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、「浜松医科大学組換え DNA 実験安全管理規程」、「浜松医科大学研究用微生物等安全管理規程」、「国立大学法人浜松医科大学有機溶剤管理規程」、「国立大学法人浜松医科大学特定化学物質等管理規程」、「浜松医科大学毒物及び劇物管理規程」、「浜松医科大学バイオセーフティ委員会規程」、「動物由来の咬傷・搔傷の対応マニュアル」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に則り、安全管理に注意を要する動物実験に係る規程等が定められている。また、バイオセーフティ委員会、組換え DNA 実験安全委員会等と動物実験委員会との連携体制が確立している。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書、施設等（飼養保管施設・実験室）の変更・廃止届、飼養保管施設一覧（実験動物管理者名の記載を含む。）、「動物種ごとの標準手順書（SOP）」、「緊急時マニユア

ル」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 基本指針に則り、実験動物の飼養保管施設に係る規程等が定められている。学内の飼養保管施設については、管理者ならびに実験動物管理者は、本学動物実験規程第 2 条に基づきそれぞれ医用動物資源支援部 部長ならびに副部長とし、一元化を図っている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

6. その他

動物実験委員会活動の透明性を図ることを目的として、本学動物実験規程第 6 条(委員会の構成)に基づき委員として学外の有識者を選出している。 人命の安全確保、法令遵守の確保およびライフラインの確保について基本対策として、マニュアルの整備がされており、大学のホームページ上に情報を公開している。 令和6年12月に日本実験動物学会の実験動物に関する外部検証を受検した。検証の結果、すべての項目について適切に運営されていると判断された。

Ⅱ. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、令和 7 年度動物実験委員会報告、動物実験計画書、動物実験計画変更追加承認申請書、動物実験中間報告書、動物実験終了報告書、飼養保管施設承認申請書、実験室設置承認申請書、施設等廃止届、教育訓練報告書、自己点検評価報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 本学動物実験規程第 4 章「動物実験委員会」に定められている委員会の役割が達成されている。 Web 申請への移行に伴い、審査過程の記録保存方法について改善を行い、副委員長による事前審査記録を保存する運用へ変更した。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学動物実験細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、動物実験計画書、動物実験計画変更追加承認申請書、動物実験中間報告書、動物実験終了報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 本学動物実験規程「第5章 動物実験等の実施」第11条「動物実験計画の立案、審査、手続き」に定められている動物実験計画を遂行するため必要な書類等が動物実験委員会へ提出され、委員会審査および学長承認を経て、保管されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、「浜松医科大学動物実験細則」、飼育室点検表、実験室点検表、休日作業点検簿、国際バイオハザード標識
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 本学動物実験規程第5章「動物実験等の実施」第12条「実験操作」に定められている安全管理に注意を払うべき実験の実施に必要な手続き、点検等が行われており、関係書類等が保管されている。組換えDNA実験安全委員会およびバイオセーフティ委員会との連携が図られている。外部検証で指摘があったバイオセーフティレベルの表記を適切に修正した。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、「国立大学法人浜松医科大学・浜松医科大学医学部附属病院放射線障害予防規程」、「国立大学法人浜松医科大学・浜松医科大学医学部附属病院放射線障害予防細則」、「実験動物の飼養に関する標準操作手順書」(SOP: Standard Operating Procedure)、飼養保管施設設置承認申請書、飼育室点検表、休日作業点検表
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) 本学動物実験規程第5章第12条「実験操作」、第6章第13条「マニュアル(標準操作手順)の作成と周知」および14条「実験動物の健康及び安全の保持」ならびに第7章第22条「飼養保管施設の設置」および23条「飼養保管施設の要件」に飼養保管に関する手続きが定められており、また、実験動物管理者による飼養保管施設および実験室の点検等が行われ、飼養保管状況の点検票等の関係書類が保管されている。カニクイザルにおいて定期的な獣医師の健康チェックが行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
--

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、飼育室点検表、実験室点検表、休日作業点検表、令和7年度動物実験運営委員会報告
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 本学動物実験規程第7章第26条「施設等の維持管理及び改善」に定められている施設等の維持管理については施設利用者および施設職員による点検表等の記録が保管されている。また、修理・修繕等が必要な場合には動物実験施設運営委員会に諮るなどにより適切な対応が行われている。オートクレーブの設備点検も適切に行われている。オートクレーブは老朽化が進んでいるため更新を検討しているが、現時点では適切な維持管理を行っている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

6. 教育訓練の実施状況

（実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？）

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「浜松医科大学動物実験規程」、「浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則」、「浜松医科大学動物実験施設利用細則」、教育訓練資料「令和7年度動物実験のための教育訓練」、令和7年度教育訓練報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 本学動物実験規程第9章「教育訓練」に定められている教育訓練は、資料を基に動物実験委員会の委員である実験動物管理者（実験動物技術者1級および実験動物管理者研修を受講済み）が行っており、実施記録も保管されている。また、eAPRINのeラーニングの受講を義務付けている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
--

2) 自己点検の対象とした資料 令和7年度動物実験施設運営委員会報告ならびに令和7年度動物実験委員会報告、浜松医科大学動物実験施設ホームページ、動物実験に関する検証結果報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 令和7年度動物実験施設運営委員会報告ならびに令和7年度動物実験委員会報告に基づき、令和7年度自己点検評価報告書が作成されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当事項なし

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

令和6年12月に動物実験に関する外部検証を受けた結果、動物実験に関する規程や体制の整備および実施状況について問題なく実施されているとの評価を得た。一部改善の必要性を指摘されたものについては改善を行った。具体的には、動物実験委員会の議事記録の見直し、飼育室の温度管理の改善、バイオセーフティレベルの表記の統一を行った。

また、本学では平成26年度より動物実験を行うためにはeAPRINによるeラーニングの修了を義務付けている（浜松医科大学動物実験細則第2条3項）。施設利用者は5年に一回eラーニングの更新を行っている。

平成27年度より動物実験報告書の提出に際し、動物実験の自己点検票（国動協様式2-1）の添付を義務付けている。

人命の安全確保、法令遵守の確保およびライフラインの確保について、本学の防災訓練に合わせて連絡網、手順等の確認を行っている。